

みなさんからの 請願・陳情

請願第一号

「待機児童解消のための社会福祉法人の設立及び保育園設置」に関する請願書

(紹介議員)

植竹 福二議員
印南 久雄議員

(提出者)

大田原市親園一三五七
発起人代表 小沼 隆

(陳情の趣旨)

・社会福祉法人「有隣会」の設立認可について
・尽心保育園設置について
待機児童の解消を図り、本市の子育て支援の一端を担い、社会福祉法人の設立及び保育園の新設が可能になるようにというものであります。

・(審査の内容・結果)始めにこの請願第一号の紹介議員である印南久雄議員よりこの賛意について説明を受け、その内容は国、県においても保育の待機児童解消というの最大の優先課題であり、本市の保育環境は、社会情勢の変化と共に、核家族化が進み各保育園においては、定員を20パーセントから30パーセントを超えて保育が行われている一方で、働きたい家庭の子どもがキャンセル待ちをしている現状を改善する事が求められている。こうした中で待機児童の解消について、保育園から幼稚園への転園補助金の交付を行う取り

組みを進めているが、是非これらの取り組みと併せて、新設保育園の設置については市は理解を示され、一日も早く市内の待機児童の解消が図られるよう求める趣旨の内容でありました。

次に、市当局から①平成二十三年度の市内保育園の申し込み人数、取下げ人数、保育園の入園決定数及び待機児童数について、②最新の市外の保育園・幼稚園に入園している児童数について、③待機児童の解消の見通しと今後の対策について説明を受けました。

その内容は、平成二十三年度市内保育園の申込み等の状況は平成二十三年四月一日現在、申込者数は三百四十九名、そのうち取下げ者数が十四名で最終申込者数は三百三十五名。三百三十五名に対する内定者数は二百四十三名で割合としては、72.5パーセントで、厚生労働省の基準による待機児童に認められる者は二十三名となっている。

市外への保育園入園者数は、十二月一日現在、三市二町で二十九名。待機児童の解消の見通しと今後の対策については、市で考えている待機児童解消策は、基本的には転園制度をもって待機児童が解消されると考えている。また、かねた保育園を受託した法人、あいのか福祉会から

の申し出があり、児童施設として考えていた建物の空きスペースがある事から、そこをかねた保育園の分園にすること。定員を十五名程度にすること。また、市からの受託を受けた段階で別場所土地を購入して、新たにかねた保育園をつくりたいという申し出もあり、保育園の定員は百五十名にしたいという事で今の九十名の定員を考えると六十名の増となり、平成二十六年四月可能となる事から、その段階では完全に待機児童の解消はなるとの説明がありました。

更には、保育園は定員超過だが、幼稚園では大半の幼稚園で入園児童が定員に満たない状況である事から、私立幼稚園との連携を図り特に四、五歳児に達した児童については、幼稚園での延長保育を活用する事により、保育園から幼稚園へ転園出来るよう保護者に対して積極的な働きかけを行っていくという市の考え方が示されました。

また委員からは、市議会議員の立場で考えると市全体の中の事も考えなくてはいけない。既存の施設で幼稚園の定員が60パーセントの充足率を考えると、私立幼稚園を活用した小規模保育所の委託を進められないかと思っている。大震災により被災した市有施設の復興費用を考えた時、待機児童を解消するうえで、いくつかの選択肢がある。既存の施設を活用したスピードをもった待機児童解消策が大

事だと思っている。何のためにこの保育計画がたてられているかという事から考えると、みんなが努力してみよう部分、議員としての努力してみよう部分というものも必要ではないかというように考えるので、保育計画に基づいて取り組む事が大事であると考えてる。

・法人等の許認可権はあくまで県である事を考えたとき、ここで県知事権限のものを審査するものではない。

・保育園の現状をみると定員以上の数が保育園に入っている。これは待機児童数には入っていないが、不適切な規模や環境の中で子ども達は保育されている。

・大規模保育園の中で、適切な保育を受けられていない児童も、預けられる場所があるなら働きたいという待機児童も、含まれない待機児童をもつ、多くの人達がいる。幼稚園に転園するという事だけでは、一部の解決にしかならないという事を把握していただきたいと思う。

・若し、不採択にしてみましたなら、市はいろんな形で子育て日本一を述べているが、市政の方向と逆境することになると思っている。

・保育計画に基づく待機児童解消策をきちんとひとつひとつ実証しながら、新設部分も含めて、これから先を考えていった場合には、直ぐに結論

は出さないでもう少しこの解消策の取り組みの推移というものを検討しながら結論を出していく事が大切と思っている。などの意見が出されました。本請願の取り扱いについては、保育計画に基づいて取り組む事や、既存の施設を活用した待機児童解消策が大事であることなど多くの意見が出されました。採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

陳情第二号

取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書

(提出者)

宇都宮市小幡二一七-二三
栃木県弁護士会
会長 横山 幸子

(陳情の趣旨)

密室での違法・不当な取調べと虚偽の自白によるえん罪を防ぎ、裁判員制度の導入にあたって裁判員となる市民に判断のしやすい裁判を実現するため、速やかな取調べの可視化(取調べの全過程の録画)を求める意見書の提出を関係当局に求めるものであります。

・(審査の内容・結果)陳情の内容について、国、県等の動向を見極めながらさらに調査研究を行い、慎重に審査を行う必要があることから、継続審査となりました。